

北海道環境影響評価審議会について

北海道環境影響評価審議会は、次の根拠等に基づき北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係が事務局となり運営されています。

1 北海道環境影響評価審議会の設置根拠

北海道環境影響評価条例第 56 条に基づき北海道知事の附属機関として設置しています。

(設置)

第 56 条 この条例によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ環境影響評価に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、北海道環境影響評価審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 環境影響評価条例の構成（内容）と目的

環境影響評価の手續等を定めた北海道環境影響評価条例は、平成 10 年に、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手續き、その事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手續その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的に制定されました。

○ 北海道環境影響評価条例（平成 10 年 10 月 26 日条例第 42 号）

(目次)

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 方法書の作成前の手續

第 1 節 配慮書（第 3 条の 2－第 3 条の 13）

第 2 節 第二種事業に係る判定（第 4 条）

第 3 章 方法書（第 5 条－第 10 条）

第 4 章 環境影響評価の実施等（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 準備書（第 13 条－第 24 条）

第 6 章 評価書（第 25 条－第 28 条）

第 7 章 対象事業の内容の修正等（第 29 条－第 31 条）

第 8 章 評価書についての告示後から対象事業の実施前までの手續（第 32 条－第 34 条）

第 9 章 対象事業の実施等に係る手續（第 35 条－第 43 条）

第 10 章 環境影響評価その他の手續の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第 44 条）

第 2 節 特定地域に係る環境評価その他の手續（第 45 条－第 54 条）

第 11 章 法対象事業についての手續（第 55 条）

第 12 章 北海道環境影響評価審議会（第 56 条－第 61 条）

第 13 章 雑則（第 62 条－第 68 条）

附則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手續、その事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手續その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

3 審議会の役割

審議会の役割は、環境影響評価法又は北海道環境影響評価条例に基づく対象事業について、事業者等が作成した環境影響評価図書について環境保全の見地から知事の意見を書面により述べる際に、審議会の議を経ることとされており、知事意見の作成に当たり専門的知識と経験から調査、予測及び評価の手法等について、御意見を述べていただくことなどにあります。

事業そのものの必要性や事業実施の是非に関する意見ではなく、事業が実施された場合における環境保全上の観点からの意見に関してご審議をいただきます。

(配慮書についての知事等の意見)

第3条の10 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

(方法書についての知事等の意見)

第10条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

(準備書についての知事等の意見)

第23条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

(法対象事業についての手続)

第55条 第3条の10第1項後段、第10条第1項後段、第23条第1項後段及び第24条の規定は、法対象事業について準用する。【後段省略】

4 審議会の組織及び会議等

- (1) 人数：15人以内
- (2) 要件：学識経験のある者
- (3) 任期：2年（再任可）【令和7年（2025年）4月26日～令和9年（2027年）4月25日】
- (4) 会長：互選

(組織)

第57条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第58条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第59条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。